

福島県復興計画（たたき台）

i 具体的取組みと主要事業

- 応急的対応 P 1
- 原子力災害対応 P 2 2

1 緊急的対応

(1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

本県は、地震、津波、原子力発電所事故による被害が広範かつ甚大であったことから、再建にはかなりの期間を要することが想定される。そのため、インフラ復旧はもとより、被災者の住居、雇用、医療・福祉などの応急的復旧・生活再建支援についても、今後の円滑な復興につなぐための重要な要素として復興ビジョンの中に位置づけ、復興の基本である一人一人の生活基盤の再建に取り組む。

また、東日本大震災では、原子力災害に伴う避難指示等により、浜通りの多くの町村が役場機能を県内外に移転しているなど、被災市町村が自治体として行政事務を行う上で重大な障害を負うことになった。こうした中で、被災市町村が行う復旧・復興に係る取組みに対して、県は、広域自治体として最大限に支援する。

さらに、避難住民や被災町村の役場機能を受け入れた市町村についても、被災した住民や役場に対する支援を行う上で、平常時では想定されない様々な課題を持つようになることから、これらの市町村に対し支援する。

原子力災害への対応については、国が最後まで責任を持たなくてはならないが、収束時期が明確となっていないことから、原子力発電所事故の収束状況を踏まえて、放射性物質に汚染された環境の浄化や廃棄物の処分など、適時適切に対応していく。

① 被災者住居の確保と幅広い生活支援・心のケア

- 被災者に対して義援金などの迅速な支給、住居環境の整備を行う。
- 仮設住宅地における高齢者などの介護体制の充実を図る。
- 子どもたちが安心して活動できる体制づくりを行うとともに、県民の心のケアを推進する。

	具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア)	融資などによる被災者の生活支援	県	[Progress bar from H23 to H28]						<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金貸付関係経費 ○ 災害救助法による救助 ○ 被災者生活再建支援資金による支援 ○ 義援金の配分
(イ)	被災者ニーズを踏まえた居住環境の整備	県 市町村	[Progress bar from H23 to H24]						<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法による救助 ○ 避難住民の住宅対策事業 ○ 応急仮設住宅維持管理事業 ● 一部損壊した住宅を補修するための補助事業
	被災した公営住宅の復旧	県 市町村	[Progress bar from H23 to H24]						○ 県営、市町村住宅災害復旧事業
	被災した県有建築物の復旧	県	[Progress bar from H23 to H24]						○ 被災した県有建築物の復旧のための技術支援
	被災住宅の再建・補修などの相談体制の確保	県	[Progress bar from H23 to H23]						○ 被災住宅相談支援事業
(ウ)	仮設住宅におけるコミュニティの確保の支援	県 市町村	[Progress bar from H23 to H24]						● 避難地域等のコミュニティ再生を支援するための事業
	高齢者等サポート拠点の設置	県	[Progress bar from H23 to H24]						○ 高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業
	仮設住宅の快適な居住環境の整備	県	[Progress bar from H23 to H24]						<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難住民の住宅対策事業 ● 仮設住宅の居住環境調査と再利用手法調査
(エ)	学校、事業所、地域における県民の心のケアの推進および仮設住宅における癒しの空間づくり	県 市町村	[Progress bar from H23 to H28]						<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールカウンセラー等緊急派遣事業 ○ 自殺対策緊急強化基金事業 ○ ハートウォームプラン ○ アウトリーチ推進事業 ○ 被災者の心のケア事業 ○ 子ども心のケア事業 ○ 被災乳幼児と家族の心のケア事業

1 緊急的対応 (1) 緊急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
資金貸付関係経費	生活福祉資金（緊急小口資金・生活復興支援資金）や漁業経営対策特別資金の貸し付けを行う。
災害救助法による救助	避難所、応急仮設住宅、民間借上げ住宅の供与など、必要な救助を行う。
被災者生活再建支援資金による支援	財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部へ拠出した金額
義援金の配分	福島県、日本赤十字社等に寄せられた義援金について、義援金配分委員会等で定められた基準により、市町村を通じて被災者へ配分する。
避難住民の住宅対策事業	応急仮設住宅等の供与や、仮設住宅利便性向上支援（バリアフリー改修等）、借上げ住宅入退去支援について行うもの。
応急仮設住宅維持管理事業	快適性保持のための修繕。共同設備（浄化槽等）の維持管理支援 瑕疵・修理等を行う。また、住民からの住宅本体等に関する苦情等に対応する応急仮設住宅管理センター設置等を行う。
県営、市町村住宅災害復旧事業	東日本大震災で被害を受けた県営住宅の復旧を行う。（県分）
被災した県有建築物の復旧のための技術支援	東日本大震災で被害を受けた県有建築物の速やかな復旧を図るため施設管理者に対し、被災度調査やその後の計画策定・設計・工事の各段階で、必要に応じ技術的な立場で支援を行う。
被災住宅相談支援事業	市町村が開設する窓口等で、県職員や建築士等が、被災住宅の応急危険度判定の結果や補強・修繕の方法等について技術的な助言や現地調査を実施し、被災者を支援する。
高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	避難所に専門職種を派遣し、高齢者の相談・生活支援を行うとともに、高齢者等サポート拠点を設置し、ディサービス、訪問介護・看護、生活相談、交流スペース設置等のサービスを提供する。
スクールカウンセラー等緊急派遣事業	東日本大震災により被災、又は原子力災害により避難した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言、医療機関等との連携・調整など様々な課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する。
自殺対策緊急強化基金事業	相談支援体制の整備や人材育成、自殺対策に関する民間の活動支援等により、地域における自殺対策の強化を図り、自殺者数の減少につなげる。
ハートウォームプラン	スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域社会が連携して生徒指導にあたる各種事業を総合的に展開し、問題行動の未然防止と早期解決を図る。
アウトリーチ推進事業	被災した相双地域に医師、看護師、精神保健福祉士、相談支援事業者、ピアサポーター等によって構成される多職種支援チームを配置し、精神科医療の充実を図る。
被災者の心のケア事業	中長期的に被災者の心のケアを行うために必要な人材を県外から受け入れる。
子どもの心のケア事業	被災した児童及びその保護者、支援者等に対する各種支援活動の充実と、各活動間のより一層の連携を図り、ストレスを抱えた子どもに対して長期的、継続的なケアを行う。
被災乳幼児と家族の心のケア事業	不安やストレスを抱えた乳幼児やその家族に対して、心の安定を図るため市町村の母子保健事業を通じて適切な時期に的確に支援を行う。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
一部損壊した住宅を補修するための補助事業	一部損壊住宅の補修に関して補助する。（市町村事業）
避難地域等のコミュニティ再生を支援するための事業	仮設住宅等と地元町内会等による交流事業や避難者がふるさとに帰った後に地域コミュニティ再生のために実施する事業に対して助成を行う。
仮設住宅の居住環境調査と再利用手法調査（産学官連携事業）	産学官連携により、仮設住宅の居住環境を維持するための調査活動と仮設住宅を再利用した復興住宅建設のための調査を実施する。

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

② 生活基盤・産業インフラの復旧

○地震・津波により甚大な被害を受けた生活基盤・産業インフラの早期復旧、農地などの除塩を進めるとともに、災害廃棄物（がれき）の円滑な処理を支援する。

○警戒区域等で立入りできない区域については、区域の見直しに伴い、帰還する住民の安全な生活基盤を確保するた、インフラの早期復旧に努める。

	具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア)	河川・海岸の堤防及び排水機場などの応急復旧	県 市町村	■						○港湾維持管理事業 ○河川海岸維持管理事業
	小名浜港の復旧	国 県	■	■					○公共土木施設等災害復旧事業（港湾） ○港湾機能施設災害復旧事業（小名浜港） ○直轄港湾災害復旧事業
	相馬港の復旧	国 県	■	■					○公共土木施設等災害復旧事業（港湾） ○港湾機能施設災害復旧事業（相馬港） ○直轄港湾災害復旧事業
	生活の基盤となるインフラの早期復旧（道路、橋りょう、下水道、公園など）	県 市町村	■						○公共土木施設等災害復旧事業 ○災害復旧事業（県単）
	生活の基盤となるインフラの早期復旧（海岸堤防など）	県			■				○公共土木施設等災害復旧事業 ○海岸災害関連事業（港湾・漁港・海岸）
	生活の基盤となるインフラの早期整備（砂防、地すべり、急傾斜）	県 市町村	▶						○緊急砂防等災害関連費 ○補助事業（砂防）
(イ)	生活の基盤となるインフラの復旧（農地、林地、農林道、ダム、ため池など）	県 市町村	■						○農地・農業用施設災害復旧事業 ○治山事業 ○治山施設災害復旧事業 ○林道災害復旧事業 ○災害関連山村環境施設復旧事業
	産業関連インフラの復旧（農業・林業施設）	県	■						○農地・農業用施設災害復旧事業 ○海岸災害復旧事業 ○災害関連事業等 ●木材加工流通施設の復旧を行う事業
	産業関連インフラの復旧（工業用水）	県	■						○災害復旧等公共事業
	産業関連インフラの復旧（漁港・市場・養殖場）	県 市町 漁協	■	■					○公共土木施設等災害復旧事業（漁港） ○漁港施設機能強化事業 ○水産業共同利用施設復旧支援事業
	産業関連インフラの復旧（海岸防災林）	県	■	■					○治山事業（防災林造成）
	農地の除塩対策の推進	県 市町村	■						●農地を除塩するための事業
(ウ)	災害廃棄物（がれき）の処理の支援	国 県	■						○漁場復旧対策支援事業 ○大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定
(エ)	消防施設、廃棄物処理、汚泥処理施設、火葬場などの早期復旧の支援	国 広域市町 村圏	▶						○消防防災施設（設備）災害復旧事業
(オ)	警戒区域等における区域の見直しに伴うインフラの復旧	国 県 市町村	■	■	■	■	■	■	○公共土木施設等災害復旧事業 ○公共土木施設等災害復旧事業（港湾） ○公共土木施設等災害復旧事業（漁港） ○海岸災害関連事業（漁港・海岸） ○治山事業（防災林造成）

1 緊急の対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
港湾維持管理事業	東日本大震災により被災した港湾施設の応急対策を行う。(自衛隊対応)
河川海岸維持管理費	東日本大震災により被災した河川の応急対策を行う。(自衛隊対応)
公共土木施設等災害復旧事業(港湾)	東日本大震災により被災した港湾施設の災害復旧を行う。
港湾機能施設災害復旧事業(小名浜港)	東日本大震災により被災した小名浜港の、野積場、荷役機械、上屋等の災害復旧を行う。
直轄港湾災害復旧事業	東日本大震災により被災した港湾施設の災害復旧を行う。
港湾機能施設災害復旧事業(相馬港)	東日本大震災により被災した相馬港の、野積場、荷役機械、上屋等の災害復旧を行う。
公共土木施設等災害復旧事業	被災した公共土木施設、海岸保全施設、農地・農業用施設の災害復旧を行う。
災害復旧事業(県単)	被災した公共土木施設、海岸保全施設、農地・農業用施設の災害復旧を行う。
海岸災害関連事業(港湾・漁港・海岸)	東日本大震災により被災した海岸の復旧に併せて堤防嵩上げ等の施設改良を行う。
緊急砂防等災害関連費	東日本大震災により発生した土砂災害(地すべり、急傾斜、がけ地)に対して緊急的対策工事を行う。
補助事業(砂防)	東日本大震災により発生した土砂災害(地すべり)に対して緊急的対策工事を行う。
災害復旧等公共事業	被災した工業用水路施設の災害復旧を行う。
農地・農業用施設災害復旧事業	被災した農業用施設、海岸保全施設、農業集落排水施設、生活環境施設等を復旧する。
治山事業	被災した林地荒廃箇所・津波被災保安林等を復旧する。
治山施設災害復旧事業	被災した治山施設・林地荒廃箇所・津波被災保安林等の復旧する。
林道災害復旧事業	市町村等が管理する林道施設について、被災箇所の復旧事業を実施する。
災害関連山村環境施設復旧事業	市町村等が管理する森林公園、林業集落排水施設等について、被災箇所の復旧事業を実施する。
海岸災害復旧事業	被災した農業用施設、海岸保全施設、農業集落排水施設、生活環境施設等を復旧する。
災害関連事業等	被災した農業用施設、海岸保全施設、農業集落排水施設、生活環境施設等を復旧する。
公共土木施設等災害復旧事業(漁港)	東日本大震災により被災した漁港施設の災害復旧を行う。
漁港施設機能強化事業	東日本大震災により被災した漁港施設の災害復旧と連携した水産基盤の復旧復興対策を行う。
水産業共同利用施設復旧支援事業	水産業共同利用施設の早期復旧に必要な不可欠な機器等の整備に要する経費に対して補助する。
漁場復旧対策支援事業	津波によるがれきや車等が漁場に堆積し、漁場の生産力が著しく低下・喪失していることから、漁場機能の再生・回復を図るため、がれきや漂流物の回収などに取り組む漁業者に対して支援する。
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	福島県と社団法人福島県産業廃棄物協会との間で、大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、協定を結び、市町村および一部事務組合が行う災害廃棄物の撤去等の支援を行う。
消防防災施設(設備)災害復旧事業	東日本大震災により被災した消防防災施設(設備)の災害復旧を行う。(国補助事業)

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
木材加工流通施設の復旧を行う事業	被災した木材加工流通施設の復旧整備を支援する。
農地を除塩するための事業	津波で被災した農地の塩分を除去する。

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

③ 被災者の緊急的な雇用の確保と被災事業者の再開支援

- 応急復旧業務や緊急雇用創出基金活用等により、可能な限り被災者の就業の場の確保に努める。
 ○ 地域の企業が早期に事業再開できるような支援を行うとともに、県外への企業流出防止するための制度の構築を図る。
 ○ 農林漁業者の支援、農業法人経営再開の支援を行う。

具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
		H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア) 被災者の緊急的な雇用確保	県 市町村 団体等							<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急雇用創出基金事業 ○ ふるさとふくしま巡回就職相談事業 ○ 耕作放棄地再生モデル事業 ○ 漁場復旧対策支援事業
被災事業者への資金的な支援	県							<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業制度資金貸付金 ○ 震災対策特別資金・ふくしま復興特別資金利子補給事業 ○ 中小企業等復旧・復興支援事業 ○ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
被災事業者の本格的な事業再開までの人材確保や雇用維持等を支援	県 市町村 団体等							<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急雇用創出基金事業 ○ ふるさと福島Fターン就職支援事業
全国規模の展示会等に出展する中小企業に対し、経費の一部を補助	県							○ 中小企業復興支援事業
(イ) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域等から移転を余儀なくされている中小企業等に対する貸付	県							○ 特定地域中小企業特別資金
被災した中小企業に対する技術的助言やサポート	県							○ ものづくり復興支援事業
県内製造業の支援拠点の復旧	県							○ ものづくり企業支援設備復旧事業
県外への企業流出防止のための制度構築	県							<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興特区、地域再生特別法の制定 ○ 工場用地や空き工場を紹介するための事業 ○ 中小企業等復旧・復興支援事業 ○ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
農業収入が減少している農業者に対する営農資金の実質的な無利子貸付	県							<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業近代化資金融通対策事業 ○ 農家経営安定資金融通対策事業 ○ 農家経営負担軽減支援資金等融通対策事業
(ウ) 被災を受けた農林漁業者の経営継続及び農林漁業組合の事業継続に必要な資金の無利子貸付	県							<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災漁業経営対策資金貸付事業・同資金利子補給事業 ● 当面の所得を確保するための対策 ● 避難農業者の一時就農等を支援するための事業
被災した水産業共同利用施設の復旧	県							○ 経営構造改善事業
共同利用に供する漁船建造を支援し、早急な漁業生産活動の継続・再開支援	県							○ 共同利用漁船等復旧支援対策事業
(エ) 農業法人などの経営再建のための雇用の確保の促進	県							<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災農家経営再開支援事業 ○ 特色ある園芸産地育成実証事業

1 緊急の対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
緊急雇用創出基金事業	東日本大震災による被災者等を対象に雇用を創出し、ふくしまの再生・復興を図る。
ふるさとふくしま巡回就職相談事業	ふるさと雇用再生特別基金を活用し、被災者等が自立した生活を取り戻すことを支援するため、県内外の仮設住宅等を巡回し、きめ細かな就職相談や職業紹介を実施する。
耕作放棄地再生モデル事業 (緊急雇用創出基金事業)	耕作放棄地の再整備や土壌改良、地域振興作物の栽培等を行う業務を被災者を含む失業者を新たに雇用して実施する場合、その業務を委託することで、被災者の雇用の場を確保する。
漁場復旧対策支援事業	漁業者グループが行う漁場でのガレキ撤去に対し補助する。県が重機等を使用し、漁場に堆積したガレキの撤去を行う。
中小企業制度資金貸付金	東日本大震災及び原子力災害により被害を受けている中小企業者を支援するために創設した「ふくしま復興特別資金」及び「震災対策特別資金」の融資枠を増額する。
震災対策特別資金・ふくしま復興特別資金利子補給事業	東日本大震災により被災した中小企業者が、「震災対策特別資金」や新たに創設する「ふくしま復興特別資金」(融資枠200億円)を借り入れる場合、平成25年度まで実質的に無利子となるよう利子補給を行う。
中小企業等復旧・復興支援事業	東日本大震災により被災した中小企業等が、事業を再開・継続する際に要する経費に対して補助する。
中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業	東日本大震災及び福島第一原発事故により甚大な被害を受けた県内産業の復旧・復興を効率的に促進するため、中小企業等グループによる一体的な復旧・復興事業に対し、経費の一部を補助する。
ふるさと福島Fターン就職支援事業	被災者等求職者にきめ細かな就職相談や職業紹介を行い、就職を支援する。
中小企業復興支援事業	県内中小企業の受注回復や取引拡大の取組みを支援するため、全国規模の展示会等に出展する中小企業に対して、経費の一部を補助する。
特定地域中小企業特別資金	原子力発電所の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域等から移転を余儀なくされる中小企業等に対し、移転に必要な資金と移転先において事業を継続・再開するために必要な事業資金について、公益財団法人福島県産業振興センターを通じて、3,000万円を限度に無利子・無担保、償還期間20年(うち据置5年)で貸し付ける。
ものづくり復興支援事業	東日本大震災及び福島第一原発事故により被災した中小企業に対して技術的助言やサポートを行う。
ものづくり企業支援設備復旧事業	東日本大震災により破損したハイテクプラザの設備等の点検調整、修繕等を行う。
工場用地や空き工場を紹介するための事業	産業用地、空き工場等の情報提供等により被災企業の県内での事業再開を支援する。
農業近代化資金融通対策事業	東日本大震災により被害を受けた農業者等に対して施設等の復旧等に要する資金を低利あるいは無利子で融通する。
農家経営安定資金融通対策事業	東日本大震災及び原子力事故により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るため、低利あるいは無利子の資金を融通する。
農業経営負担軽減支援資金等融通対策事業	農業経営の改善に取り組む農業者の既往負債の負担を軽減するため、負債整理のための資金を融通する。
東日本大震災漁業経営対策資金貸付事業・同資金利子補給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・震災などにより焼失した漁具・設備などの購入や経営維持のために必要な資金を融通する。 ・経営に必要な資金を低利で融資するために利子補給を行う。 ・漁業者が必要とする漁業資材の購入、市場開設漁協が必要とする販売精算資金の需要に応じるため低利の短期資金を融通する。
経営構造改善事業	漁協等が行う市場等の共同利用施設及び機器の整備に対して補助する。
共同利用漁船等復旧支援対策事業	漁協等が行う漁業者の共同利用に供する漁船建造費、漁具購入費に補助を行う。
被災農家経営再開支援事業	復旧作業を行う農業者に対して、復興組合(仮称)等を通じてその活動に応じた経営再開支援金を支払う。
特色ある園芸産地育成実証事業	避難住民等を雇用して行う園芸品目等の実証事業を農業法人等に委託する。(緊急雇用創出基金事業)

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
当面の所得を確保するための対策	甚大な被害を受けた農業者が、本格的な営農再開までの間、当面の所得確保対策（簡易パイプハウス栽培等）に必要な経費を補助する。（補助率10/10）
避難農業者の一時就農等を支援するための事業	避難農業者が避難先において農業への意欲を失わないよう、避難先での一時就農を支援する。（補助率10/10）

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

④ 教育・医療・福祉の維持確保

- 被災した学校施設、福祉施設、生涯学習施設の早期復旧を進める。
- サテライト校の設置や、避難した児童生徒を受け入れた小中学校の教員の増員を図る。
- スクールカウンセラーなどによる子どもたちの心のケアに配慮する。
- 医師や医療従事者の確保などを継続して行う。特に、浜通りの医療の確保に努める。
- 被災した障がい者の福祉サービス体制の整備を図る。
- 仮設住宅における被災者の心身の保持・増進に努める。

	具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア)	被災した学校施設・福祉施設等の応急復旧	県 市町村	▶						<ul style="list-style-type: none"> ○県立学校施設等災害復旧事業 ○私立学校設備整備事業 ○社会福祉施設等災害復旧事業 ○県立学校施設応急仮設校舎等設置事業
	被災したアクアマリンふくしまを始めとした生涯学習施設等の早期再開	県	▶						<ul style="list-style-type: none"> ○ふくしま海洋科学館災害復旧事業 ○社会教育施設災害復旧事業 ○文化センター災害復旧事業
(イ)	サテライト校の設置や運営に対する支援	県	(警戒区域等の見直しの状況による)						<ul style="list-style-type: none"> ○県立学校施設応急仮設校舎等設置事業 ○サテライト校支援事業
	避難児童、生徒受け入れ学校の教員の増員	県	■						●各学校に適した教員の配置
	被災した子どもたちの就学環境等を確保するための財政支援	県 市町村	■						<ul style="list-style-type: none"> ○高校等奨学資金貸付事業 ○被災児童生徒等就学支援事業 ○被災児童生徒等臨時特例就学支援事業 ○高校生通学支援事業
	災害により、避難し経済的に困窮している世帯の生徒等が私立学校へ就学するための授業料の補助	県	■						○私立学校被災児童生徒等就学支援事業
	東日本大震災により被災した看護学生の経済的支援を行うため、修学資金を貸与する。	県	■						○保健師等修学資金
	スクールカウンセラーの活動による心のケアや地域ぐるみの見守り活動の支援	県	■						<ul style="list-style-type: none"> ○ハートウォームプラン ○子どもの心のケア事業 ○被災乳幼児と家族の心のケア事業
(エ)	医師や医療従事者の確保と医療機関の機能回復	県	■						<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療支援センター運営事業 ○仮設診療所等整備事業 ○ふくしま医療人材確保事業 ○ナースバンク事業 ●薬剤師の確保と薬局機能の回復を支援するための事業
	浜通り地方の医療体制の早急な復旧	県	■						<ul style="list-style-type: none"> ○医療施設災害復旧事業 ●浜通り地方の地域医療を再生するための事業
(オ)	被災した障がい者の生活支援の充実・強化と福祉サービス提供体制の整備	県	■						<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援対策臨時特例基金事業 ○精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業 ○子どもの発達支援事業
(カ)	仮設住宅群への診療所や居宅介護サービスの設置、心のケア、健康管理	県	■						<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業 ○震災遺児等家庭相談支援事業 ○仮設住宅等の被災者に対する健康支援活動 ○仮設診療所等整備事業

1 緊急の対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
県立学校施設等災害復旧事業	東日本大震災により被災した県立学校施設等について、建物、工作物、土地、設備等の復旧を行う。
私立学校設備整備事業	東日本大震災により被災した公立大学法人施設の災害復旧を支援する。
社会福祉施設等災害復旧事業	東日本大震災により被災した高齢者福祉施設、児童福祉施設、障がい福祉施設等の災害復旧を支援する。
県立学校施設応急仮設校舎等設置事業	東日本大震災の発生により校舎が被災した学校や、原発事故により国から区域外への避難指示がなされ移転を余儀なくされた学校を対象に応急仮設校舎の設置を行う。
ふくしま海洋科学館（アクアマリンふくしま）災害復旧事業	被災したふくしま海洋科学館（アクアマリンふくしま）の災害復旧に係る調査設計を委託する。また、災害復旧工事を行う。
社会教育施設災害復旧事業	被災した県立図書館、美術館、いわき海浜自然の家の復旧事業を行う。
文化センター災害復旧事業	被災した県文化センターの災害復旧に係る調査設計を委託する。 被災した県文化センターの災害復旧工事を行う。
県立学校施設応急仮設校舎等設置事業	東日本大震災の発生により校舎が被災した学校や、原発事故により国から区域外への避難指示がなされ移転を余儀なくされた学校を対象に応急仮設校舎の設置を行う。
サテライト校支援事業	サテライト校における特別活動を支援し、さらには、生徒の進路希望の実現を図る。
高校等奨学資金貸付金	東日本大震災や原発事故により被災し、経済的理由により修学困難となった高校生に対して、奨学資金を貸与する。
被災児童生徒等就学支援事業	東日本大震災や原発事故により被災し、就学困難となった世帯の幼児に対する幼稚園入園料・保育料、及び経済的理由により就学困難となった小中学生に対する学用品費等について、市町村に対し補助を行う。
被災児童生徒等臨時特例就学支援事業	被災した特別支援学校に通う幼児児童生徒の世帯に対し、緊急的に就学支援等を実施する。
高校生通学支援事業	東日本大震災や原子力災害に伴い通学が困難となった相双地域の生徒の通学手段を確保するため、通学バスを運行するとともに、居住地以外からサテライト校への通学や転学を余儀なくされた生徒等に対して通学費の支援を行う。
私立学校被災児童生徒等就学支援事業	東日本大震災により被災、又は原子力災害により避難し経済的に困窮している世帯の生徒等が、私立学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校）へ就学できるよう、授業料等に対する補助を行う。
保健師等修学資金	東日本大震災により被災した看護学生の経済的支援を行うため、修学資金を貸与する。
ハートウォームプラン（スクールカウンセラー等派遣）	東日本大震災により被災、又は原子力災害により避難した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言、医療機関等との連携・調整など様々な課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する。
子どもの心のケア事業	被災した児童及びその保護者、支援者等に対する各種支援活動の充実と、各活動間のより一層の連携を図り、ストレスを抱えた子どもに対して長期的、継続的なケアを行う。
被災乳幼児と家族の心のケア事業	東日本大震災及び原発事故により、不安やストレスを抱えた乳幼児やその家族に対して、心の安定を図るため市町村の母子保健事業を通じて適切な時期に的確に支援を行う。
地域医療支援センター運営事業	県内の医師不足や地域偏在を解消するため、医師が不足している病院の医師確保支援、医師のキャリア形成支援等を一体的に行う地域医療支援センターを設置する。
仮設診療所等整備事業	被災した地域において、迅速に医療を提供する体制を確保するため、仮設診療所及び仮設歯科診療所を設置する。
ふくしま医療人材確保事業	災害により影響を受けた医療機関の医療人材確保を支援し、医療提供体制の回復を図る。
ナースバンク事業	被災して避難所等に避難している看護職の再就業を支援するため、ナースバンク事業の相談員を2名増員して巡回相談を実施する。
医療施設災害復旧事業	東日本大震災で被災した病院・診療所等の復旧を支援する。

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

障害者自立支援対策臨時特例基金事業 (福島県相談支援充実・強化事業)	被災した障がい者に対し、避難先の地域における障害福祉サービスの状況や市町村役場との連絡調整、障がい福祉施策に関する情報をきめ細かく周知する。
精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業	相双地域の精神障がい者の在宅生活を支援するため、医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種チームを設置し、訪問等による支援を行う。
子どもの発達支援事業	被災した障がい児に対する医療支援及び相談・援助を行う。
高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	避難所に専門職種を派遣し、高齢者の相談・生活支援を行うとともに、高齢者等サポート拠点設置し、ディサービス、訪問介護・看護、生活相談、交流スペース設置等のサービスを提供する。
震災遺児等家庭相談支援事業	震災遺児等にとって重要な生活基盤となる、遺族基礎年金、遺族厚生年金、労災遺族補償年金等については、専門的な相談・援助が必要であることから、社会保険労務士による支援を行う。
仮設住宅等の被災者に対する健康支援活動	避難所や仮設住宅等の被災者に対し、保健師・看護師・管理栄養士等が健康相談、感染症予防、慢性疾患等の治療継続支援等の健康管理支援を行う。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
各学校に適切した教員の配置	被災児童生徒が就学した学校へ再配置するなど、適正な教員配置を行う。
薬剤師の確保と薬局機能の回復を支援するための事業	東日本大震災や原子力災害により本県から避難した薬剤師の流出状況を調査し、不足が見られる場合には、本県出身の薬学部新卒者等に対し県内への就業を推進する。 また、原子力災害により指定された避難区域が解除され、病院、診療所の機能が回復した場合に、薬局が機能しているか確認を行い、回復していない場合には薬剤師の就業促進等の支援を行う。
浜通り地方の地域医療を再生するための事業	緊急時避難準備区域の解除により地域住民が戻った際の医療体制を確保するとともに、浜通り全体の医療体制の強化を図る。

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

⑤ 治安体制の強化

○被災した警察施設や交通安全施設の早期復旧を図るとともに、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点などの防犯機能を強化する。
○避難所における治安対策を推進する。

	具体的取り組み	事業主体	年次計画					主要事業	
			H23	H24	H25	H26	H27		H28~H32
(ア)	被災した警察施設及び交通安全施設の復旧	県							<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎維持管理補修事業 ○交通安全施設整備事業 ●警察施設を建て替えるための事業
(イ)	警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域などの防犯機能の強化	県							<ul style="list-style-type: none"> ○捜査支援装置整備事業 ●警戒区域等における安全・安心の確保
(ウ)	避難住民の安心のため、避難所や仮設住宅における治安対策の推進	県							<ul style="list-style-type: none"> ●心の支援及び犯罪被害防止対策 ●応急仮設住宅居住者の絆づくり ●応急仮設住宅における治安対策 ●仮設住宅居住の高齢者等に対する交通事故防止活動の強化 ●復旧・復興事業からの暴力団等反社会的勢力の排除のための関連団体との連携強化事業

1 緊急の対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
庁舎維持管理補修事業	東日本大震災により被災した警察施設の災害復旧を行う。
交通安全施設整備事業	東日本大震災により被災した交通安全施設の災害復旧を行う。
捜査支援装置整備事業	原子力発電所の事故に伴い設定された警戒区域等において、犯罪の抑止・被疑者の検挙を図るため、捜査支援装置を整備する。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
警察施設を建て替えるための事業	本県では、今回の震災により警察本部の執務室がある県庁本庁舎及び東分庁舎が大きく損壊したほか、警察が管理する400施設のうち136施設が被災した。特に津波により流出した駐在所が3箇所（双葉警察署請戸駐在所、相馬警察署磯部駐在所、尾浜駐在所）、津波による浸水で建て替えが必要と思われる駐在所等が2箇所（いわき東警察署水上派出所、江名駐在所）については、地域に密着した活動を行う必要があることから、周辺地域の復興・復旧計画と調整を図りながら建て替えを進めていく。
警戒区域等における安全・安心の確保	警戒区域等における安全・安心の確保のため、警戒、警ら活動を継続して行うとともに、震災に乗じた犯罪の取り締まり体制を強化する。
心の支援及び犯罪被害防止対策	女性警察官等が避難者と個別に対話することによる心の支援と、犯罪被害防止対策を行う。
応急仮設住宅居住者の絆づくり	応急仮設住宅敷地内に設置されている集会所を活用し、同所において防犯講習会や防犯キャンペーン等を開催し、居住者の孤立化を防ぎ、絆を強化する。
応急仮設住宅における治安対策	応急仮設住宅敷地内に設置されている集会所を警察官立寄所として設置し、各種相談や情報発信を行い、居住者の不安解消を図る。 仮設住宅居住者方を個別に訪問し、防犯指導や防犯広報紙の配布（クリアファイルに広報紙を入れて配布）を実施し、居住者の自主防犯意識の醸成と不安解消を図る。
仮設住宅居住の高齢者等に対する交通事故防止活動の強化	仮設住宅を訪問し、交通事故防止資料を配付による交通安全指導を実施するとともに、夜光反射材等の配布及び靴等への直接貼付により同所居住高齢者の交通事故を抑止する。
復旧・復興事業からの暴力団等反社会的勢力の排除のための関連団体との連携強化事業	復旧・復興事業に関わる事業者（下請け業者、資材等の納入業者等も含む）に対し、暴力団等反社会的勢力の現状、介入状況等を広報するとともに、排除要領に関する指導教養を実施し、排除気運の醸成を図る。 暴力団等反社会的勢力に税金が渡ることがないように、公共工事からの排除措置を講じる。

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

⑥ 広域避難している県民のきずなの維持

○全国各地に分散居住を余儀なくされた多くの県民の「きずな」を繋ぐため、ふるさとの情報を提供するとともに、全国の都道府県や市町村に福島県の情報窓口を設置する。

	具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア)	全国各地に分散している県民のきずなの維持	県 市町村 民間団体							○地域づくり総合支援事業 ○新“うつくしま、ふくしま。”県民運動ステップアップ事業（県民参加促進プログラム） ●電子回覧板等による情報の発信 ●応急仮設住宅等におけるネットワークを支援するための事業 ●県外避難者へ情報を発信するための事業
(イ)	全国の都道府県や市町村への福島県情報窓口の設置	国 県							○暮らしサポート事業

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
地域づくり総合支援事業（サポート事業（復興関連事業））	震災復興及び関連する取組みを優先的に支援（民間団体が行う新規の復興関連事業は補助率優遇可）…県外の避難先での「ふるさと味祭り」などを採択する。
新“うつくしま、ふくしま。”県民運動ステップアップ事業（県民参加促進プログラム）	復旧・復興をはじめ県民運動の基本・重点テーマに関する課題への取組みを支援するため、知事感謝状の贈呈、活動事例の紹介などを行う。NPO等による県外ネットワークとの連携により、県外避難者に対する支援を行う。
暮らしサポート事業	全国へ避難している避難者に対し「暮らしサポート通信」を活用した県広報誌、新聞ダイジェスト版、ふるさとゆめだより（仮称）の提供を行う。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
電子回覧板等による情報の発信	警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域から県内外に避難している住民にデジタルフォトフレームを配付し、携帯回線を通じ県及び市町村からの支援情報、風景や行事の写真等を提供する。すでに配付してある市町村において、県の情報を発信するためのモデル事業を実施し、配付市町村の拡大を図る。
応急仮設住宅等におけるネットワークを支援するための事業	避難住民に被災者支援情報等を伝達するとともに、地域コミュニティの維持を図るために応急仮設住宅をネットワーク化し、情報提供システムを構築する。
県外避難者へ情報を発信するための事業	避難対象市町村（12市町村）で地域が元気になる活動をしている人を紹介する「ふるさとゆめだより」（仮称）を発行する。

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

⑦ 市町村の復興支援

○被災した市町村は、行政事務の遂行に大きな支障をきたしていることから、行政事務や復興事業の支援や代行を行うとともに、市町村間の調整、パートナーシップの構築を支援する。

	具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア)	被災市町村の行政事務や復興事業の支援及び代行	県	■	■	■	■	■	■	○公共土木施設等災害復旧事業（市町村）
(イ)	自治体（役場機能を移転した市町村と受け入れた市町村）間の相互援助体制の支援	県 市町村	■	■	■	■	■	■	・役場機能を移転した町村と受け入れ市町村の支援 ・災害対応に従事する職員の派遣
(ロ)	役場機能を移転した町村への人的支援および町村が行う避難住民との連絡調整の支援	国 県	■	■	■	■	■	■	・都道府県市町村職員の人的支援（総務省スキーム）
(ハ)	役場機能が移転した自治体の行政サービスのシステム構築の支援	国 県	■	■	■	■	■	■	○市町村行政機能応急復旧補助金
(ニ)	緊急災害時において行政機能を低下しないような人的支援の仕組みづくりの支援	県 市町村	■	■	■	■	■	■	・県職員の人的支援
(ホ)	市町村の復興計画策定支援や復興事業の実施の支援	国 県 市町村	■	■	■	■	■	■	○津波被災市街地復興手法調査（国直轄） ○交付金事業（防災緑地基礎調査） ○市町村の復興計画作成支援
		国 県 市町村	■	■	■	■	■	■	●復興事業の実施及び支援
	効果的・効率的な復興事業実施のための高等教育機関の叡智の活用促進	国 県	■	■	■	■	■	■	○大学等の知の活用による地域支援事業 ○「福島大学つくしまふくしま未来支援センター」による地域に対する支援 ●大学等の叡智を活用した地域課題解決を促進するための復興支援事業
(ヘ)	市町村との意見交換の場の設定や被災者や被災市町村の意見の聴取しながらの適切な対策の実施	県	■	■	■	■	■	■	○市長会、町村会との意見交換・各市町村への訪問 ○地方振興局単位による意見聴取

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
公共土木施設等災害復旧事業（市町村）	壊滅的な被害を受け、行政機能が麻痺した市町村に代わって公共災害復旧工事等を代行する。
市町村行政機能応急復旧補助金	本庁舎が甚大が被害を受けた市町村や、本庁舎が使用できなくなった市町村において、その庁舎機能を応急的に復旧するための経費を対象に補助する。（補助率2/3）
津波被災市街地復興手法調査（国直轄）	被災状況等の調査・分析を行い、各市町村の状況に応じた復興パターンを検討し、パターンに応じた復興手法等を検討する。
交付金事業（防災緑地基礎調査）	広域的な防災緑地の配置方針や断面構成等を検討し、津波軽減効果を有する防災緑地の基礎調査を実施する。
市町村の復興計画作成支援	市町村が作成する復興計画への支援を行う。
大学等の知の活用による地域支援事業	震災・原子力災害に関連する問題を含めた地域の様々な課題の解決を図るため、専門的な見識を有する大学等の研究者等を地域課題解決アドバイザーとして市町村に派遣する。また、震災・原子力災害からの復興に関する地域と大学等との連携をテーマにセミナーを開催し、より一層の連携を促進する。
「福島大学うつくしまふくしま未来支援センター」による地域支援	福島大学に設置された「うつくしまふくしま未来支援センター」が復興計画支援やこども・若者支援などの地域支援を行う。
市長会、町村会との意見交換・各市町村への訪問	各市町村長から各地域が抱える様々な課題や実情を伺い、復旧・復興を進める上で解決しなければならない課題等に対する認識を共有するとともに、各地域ごとの復興に向けた具体的施策等について意見を伺う。
地方振興局単位による意見聴取	市町村の復興へ向けて適切な対策を実施するため、7つの地方振興局単位により市町村等からの意見を聴取する。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
復興事業の実施及び支援	各市町村等の復興計画等で示した復興関連事業について、県事業の実施さらには市町村事業の支援を行う。
大学等の叡智を活用した地域課題解決を促進するための復興支援事業	市町村が震災・原子力災害からの復興事業を構築する際に、専門的な知見を有する大学等の叡智を活用することで、より効果的・効率的なものとするよう支援する。

1 緊急的対応 (1) 緊急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

⑧ 原子力災害の緊急的対応								
<p>○本県の被災状況を踏まえ、全損害の迅速な賠償・補償がなされるよう、原子力発電事業者及び国に求めるとともに、被災者である県民、事業者の原子力損害賠償の確保が円滑に進められるよう関係団体、市町村と連携し支援する。</p> <p>○大気、土壌、森林、河川・湖沼、海、地下水などにおける放射性物質による汚染の状況を詳細に把握するなど、環境放射線等のモニタリング体制を強化する。</p> <p>○特に放射線量の高い地点については、きめ細かなモニタリングにより迅速な状況把握に努める。</p> <p>○県民の健康を守り、放射線に対する不安を解消するために、県民のプライバシーなどに十分配慮した長期の健康管理調査をとおして健康の保持・増進を一体的に実施するプログラムなどを構築する。さらに、国に対し放射線に関する各種安全基準の早急な設定や、健康に関する情報の迅速な開示を求める。</p> <p>○福島県内のあらゆる産業の生産物の需要回復のために、地域ごと分野ごとに、徹底したモニタリング調査を実施し、その結果に基づいて、迅速かつ正確に公表することにより安全性をPRする。</p>								
具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
		H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア) 被害者である県民、事業者に対し、原子力損害賠償が円滑に進められるための支援	県							<ul style="list-style-type: none"> ●原子力損害対策協議会の運営に関する事業 ●国等関係機関との協議調整に関する事業
(イ) モニタリング体制の強化	国県							<ul style="list-style-type: none"> ○放射能対策事業 ○モニタリングポスト緊急整備事業 ○緊急的モニタリングポスト整備事業 ○水道水の放射性物質モニタリング体制の整備
(ロ) 特に放射線量が高い地域等のきめ細かなモニタリング	国県							○放射能対策事業
(エ) 学校、通学路などの身近な放射線量低減対策の推進	国県市町村							<ul style="list-style-type: none"> ○表土緊急改善事業・表土改善事業 ○線量低減化機器等整備事業 ○線量低減化活動支援事業 ○都市公園環境緊急改良事業 ○緊急的生活空間除染事業 ○社会教育施設線量低減事業 ●通学路や市街地等道路の除染をおこなう事業
(カ) 放射性物質に汚染された災害廃棄物等の早急な処理	国県							○放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する支援
(キ) 国の責任において、放射性物質に汚染された災害廃棄物、下水汚泥などの処分方法の明示や最終処分先の確保	国県							○下水汚泥放射能対策事業
(ク) 研究成果を踏まえた除染技術により、早期の環境回復を進める。	国県市町村等							<ul style="list-style-type: none"> ○放射性物質除去・低減技術開発事業 ○緊急的生活空間除染事業(面的除染モデル事業) ●農地・森林等の除染をおこなうための事業
長期の健康管理調査をととした健康の保持・増進プログラムの構築	県							○県民健康管理事業
子ども、妊婦への個人線量計の優先的配布	県							○県民健康管理支援事業
(コ) 国に対して、放射線に関する各種安全基準の早急な設定や、健康に関する情報の迅速な開示を求める。	国県							・食品や健康などに関する放射線の安全基準を早急に設定するよう国に求める
食品の安全確保を行う	県							<ul style="list-style-type: none"> ○食品衛生検査施設整備等事業 ○放射能対策事業 ○放射性物質簡易測定機器整備事業 ○食の安全・安心推進事業 ○食の安全・安心アカデミー
風評被害を払拭するための放射線量の測定体制・スクリーニング体制の充実・強化	国県市町村							<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産物等緊急時モニタリング事業 ○加工食品に関する放射能検査 ○食の安全・安心推進事業 ○水産物安全流通対策事業 ○残留放射線測定器導入整備事業 ○放射性物質簡易測定機器整備事業 ●加工食品製造施設の放射能検査等を支援する事業 ●森林汚染を詳細に調査する事業

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

(ケ) 風評被害対策 (PR等)	県								<ul style="list-style-type: none"> ○がんばろう！ふくしま県産品緊急発信事業 ○加工食品奥書対応事業 ○農林水産物等緊急時モニタリング事業 ○食の安全・安心推進事業 ●県産材を検査する体制を整備するための事業 ●森林汚染を詳細に調査する事業
正確な情報発信や、物産展・展示会などの開催により国内外への安全性のPRと安全性を確保する仕組みの検討	国県								<ul style="list-style-type: none"> ○「がんばろうふくしま！」運動推進事業 ○農林水産物等緊急時モニタリング事業 ○ふるさと産品振興事業 ○海外販路拡充・開拓事業 ○県産品販路開拓事業 ●県産農産物の安全性の向上を強化するために必要な対策事業 ●森林環境放射線の測定結果の情報を発信するための事業
(コ) テレビや映画などとのタイアップを始めとした観光キャンペーンの強化	県								<ul style="list-style-type: none"> ○観光誘客特別対策事業 ○福島県大型観光キャンペーン推進事業 ●福島県の観光を復興するためのキャンペーンを実施するための事業 ●テレビ番組とタイアップした企画事業
(ク) 地域ごと分野ごとの徹底したモニタリング調査による安全性のPR	国県								<ul style="list-style-type: none"> ○食の安全・安心推進事業 ○水産物安全流通対策事業 ●港湾利用を促進するための放射線量を測定し、安全性をPRするための事業
(ク) 事故などが発生した場合において、国及び原子力発電事業者に対し、事故に関連する即時的で透明性の高い情報開示を求めるとともに、市町村・県においても災害時の迅速な情報伝達と的確な行動がとれるよう十分な対策を講じる。	国県市町村								<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画や安全協定の見直し ●通信連絡網の整備や訓練実施のための事業

1 緊急の対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
放射能対策事業	県民に正確な情報を提供するため、農水畜産物、水道水等の放射線測定を実施するとともに、県内全域で空間放射線量率のモニタリングを継続実施し、福島県環境放射能測定マップの公開、充実等を図る。また、環境放射線、放射性物質が高く検出された地域等において、詳細調査を行い、その範囲、原因等を把握することにより、各種対策に活用する。
モニタリングポスト緊急整備事業	発電所周辺及び県内全域に可搬型モニタリングポストを、学校等に小型のオンライン線量計を設置し、空間線量をインターネット上にわかりやすく公開する。 (ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト事業)
応急的モニタリングポスト整備事業	長期化する事故の状況に対応し、恒常的にモニタリングができるよう県内各地方の主要都市や発電所周辺に可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量をインターネット上にわかりやすく公開する。
水道水の放射性物質モニタリング体制の整備	県内の複数の水道事業体に放射能検査機器を配備し、水道水における放射性物質の迅速かつ効果的な検査を実施する。
表土緊急改善事業・表土改善事業	学校の安全安心を守るため、校庭・園庭等の表土改善を行う。
線量低減化機器等整備事業	公立学校等において、校舎等を洗浄するための機器等を整備する。
線量低減化活動支援事業	放射線の影響を受けやすい子どもたちの安全安心を守るため、通学路や公園等の除染を行う町内会などの地域団体を支援する。
都市公園環境緊急改良事業	学校周辺を始め身近な暮らしの安全安心を守るため、都市公園等の芝生や表土の改善等を行う。
緊急的生活空間除染事業	放射線量が比較的高い地域において面的除染のモデル事業を行うとともに市町村が実施する除染対策（仮置き場設置補助含む）を支援する。
社会教育施設線量低減事業	利用者の安全安心を守るため、県立美術館・図書館及び郡山自然の家の敷地の表土改善を行う。また、市町村の行う公民館等の社会教育施設の表土改善工事に対して補助を行う。
放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する支援	放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理方法について、市町村、一部事務組合に周知を行う等をして支援する。
下水汚泥放射能対策事業	原子力災害により、汚水処理施設の流入水や下水汚泥から放射性物質が検出されていることから、スラグ（融解処理後の汚泥）封入施設・保管施設の設置・管理などを行う。
放射性物質除去・低減技術開発事業	安全安心な農林水産物を生産するため、農業総合センター、林業研究センター、水産試験場等を中心に国や大学等との連携を図りながら、放射性物質除去・低減等の技術開発を進める。
県民健康管理事業	長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなげていくため、震災当日からの放射線による被ばく線量の推計評価等を行う基本調査と、甲状腺検査や健康診査等からなる詳細調査を実施する。
県民健康管理支援事業	住民の不安の解消や健康管理につなげるため、市町村が子どもや妊婦等に個人線量計を配布したり、サーベイメーターを住民に貸与する場合にその費用を補助する。
食品衛生検査施設整備等事業	県内の農産物を原料とする加工食品等の安全を確保するため、食品衛生検査施設に放射性物質測定機器を整備し、長期的に食品中の放射性物質の検査を実施する。
放射性物質簡易測定機器整備事業	食品の安全・安心を確保するため、自家栽培作物や山菜・キノコ類など食品の放射性物質簡易測定機器を整備する。
食の安全・安心推進事業	農林水産物等のモニタリング結果等の成果を情報として活用した新たなトレーサビリティシステムの仕組みづくり、事業者等による導入支援を行う。さらに、放射性物質測定機器導入を支援する。
食の安全・安心アカデミー	食の安全・安心アカデミーを開催し、放射能や食の安全に関する知識の普及を進める。

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

農林水産物等緊急時モニタリング事業	県産農林水産物の放射能濃度のモニタリングを実施し、安全性の確認を行うとともに、その結果について迅速に公表する。
加工食品に関する放射能検査	風評被害の早急な低減に資するため、ハイテクプラザに測定装置を整備し、加工食品の放射能検査を実施するもの。
水産物安全流通対策事業	水産物の迅速なモニタリング体制を構築する。
残留放射線測定器導入整備事業	放射線汚染の恐れや風評被害のある工業製品等の残留放射線測定を行うため、放射線測定器を整備する。併せて各地方振興局にも測定器を配置し、県内企業等への貸し出しを行う。
がんばろう！ふくしま県産品緊急発信事業	首都圏等で開催される復興支援イベント等に出展し、県産品の販売を行う事業者に対し、出店経費の一部を助成する。
加工食品奥書対応事業	外部（民間）検査機関が発行した放射線検査成績書に対し、ハイテクプラザ所長名での奥書を行う。
「がんばろうふくしま！」運動推進事業	首都圏を中心とした、福島県産農産物等に対する風評被害対策を実施するとともに、応援店の拡大に向けたイベントの実施等を行う。
ふるさと産品振興事業	大型食品展示会、物産フェアの開催・出展による県産品の安全性PR及び販路開拓のほか、販路拡大に取り組む伝統工芸品等の団体へ助成を行う。
海外販路拡充・開拓事業	海外における県産品の輸入規制の緩和・解除に向けて、県産品の正しい情報の発信、海外バイヤーの招聘、海外貿易会社等との情報交換を行う。
県産品販路開拓事業	首都圏の百貨店、県アンテナショップ、県物産館等を活用し、首都圏及び来県者に対し、優れた県産品の紹介・宣伝、安全性のPRなどを行い、風評被害の払拭を図る。
観光誘客特別対策事業	復興に向け観光誘客や県産品の販売を促進するため、観光有料道路を無料開放するとともに、首都圏等で開催されるイベント等において、県産品を販売する事業者に対して、出展経費の一部を補助する。
福島県大型観光キャンペーン推進事業	観光の復興や安全に関する情報発信、地域が行うキャンペーンに対する支援など、観光への風評被害の対応を図るため、うつくしま観光プロモーション推進機構に対し負担金を拠出する。
メディアを活用して情報を発信する事業	福島県の安全性や新たな魅力、震災を乗り越えてがんばっている県民・企業の取り組みなどの情報を各種メディアに提供して発信してもらい、福島県のイメージアップ、観光誘客などにつなげる。

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
原子力損害対策協議会の運営に関する事業	東北地方太平洋沖地震による原子力発電所事故に伴い損害を受けた関係団体及び地方自治団体相互の連絡調整を図り、損害の賠償等が迅速かつ十分に行われるようにするため対策協議会を設置し、情報提供、意見集約、要望活動等を行う。
国等関係機関との協議調整に関する事業	東北地方太平洋沖地震による原子力発電所事故に伴う損害の賠償が迅速かつ十分に行われるようにするため、国等の関係機関と協議調整を行う。
通学路や市街地等道路の除染をおこなう事業	学校周辺を始め身近な暮らしの安全安心を守るため、通学路等の除染を行う。また、市街地の道路を始め自動車や自転車等利用時における安全安心を守るため、道路の除染を行う。
農地・森林等の除染をおこなうための事業	農用地土壌・森林等の除染計画の検討・作成を行う。 農地・森林等の除染の実施および農業用施設の除染を行う。
加工食品製造施設の放射能検査等を支援する事業	食品加工事業者が製造施設の放射能検査、または加工食品の放射能検査を受ける際に検査費用の一部を助成する。
森林汚染を詳細に調査する事業	森林環境放射線や放射性物質の分布状況をきめ細やかに調査する。
県産材を検査する体制を整備するための事業	木材等林産物の安心・安全を裏づけするモニタリング体制、トレーサビリティシステムを構築する。
県産農産物の安全性の向上を強化するために必要な対策事業	モニタリング結果を生かし、放射性物質の農産物への吸収抑制技術や栽培上の留意点などを生産者に漏れなく周知するとともに、本県での取組みを消費者をはじめ流通業者などに広報し、農業者の自信を持った生産と消費者の安心を確保する。
森林環境放射線の測定結果の情報を発信するための事業	森林環境放射線の測定結果や除染実証実験結果等について、県民にわかりやすい形で情報発信する。
福島県の観光を復興するためのキャンペーンを実施するための事業	平成25年放送予定の大河ドラマ「八重の桜」を核とした観光復興キャンペーンを全県的に展開するとともに、観光施設等の復興状況を踏まえながら、震災で著しい被害を受けた浜通り、中通りの観光復興に重点を置いた「浜・中通り観光復興キャンペーン」を展開する。
テレビ番組とタイアップした企画事業	全国放送のテレビ局がもつ様々な番組企画とタイアップして、福島県の安全性や福島の新たな魅力を発信する観光PRを行う。
港湾利用を促進するための放射線量を測定し、安全性をPRするための事業	小名浜港、相馬港において空間、海水線量及びコンテナ等の貨物の放射線量について、HP等で安全性をPRし港湾利用の促進を図る。
地域防災計画や安全協定の見直し	東日本大震災や原子力災害への対応を検証し、地域防災計画や安全協定の見直しを行う。
通信連絡網の整備や訓練実施のための事業	地域防災計画や安全協定の見直しと合わせて必要な機器の整備や訓練を実施する。

3 原子力災害対応

(1) 原子力災害の克服

原子力災害は進行中であるため、本県は深刻な影響を受け続けており、本県の復興に当たって原子力災害対策が極めて重要な位置を占める。また、原子力災害による影響は、環境、健康、産業、教育などあらゆる分野に及ぶとともに、分野によっては次世代までを見据えなければならないような長期にわたることが想定される。

原子力発電事業者及び国は、原子力発電が安全であるとして国策として推進してきた責任があり、汚染された土壌、水などを元の状態に戻す責任がある。また、原状回復に至るまでの間に生じる損害についての責任もある。

本県は、この難局を乗り越え、すべての県民が安全で安心して暮らすことのできる社会を目指すため、原子力災害の影響についての研究や放射線に関する情報発信などを行う拠点を整備し、除染などによる環境の回復を進め、さらに、健康第一の考え方を前面に打ち出し、全国にも誇れるような健康長寿県を目指す。

また、原子力に係る国際的機関の誘致を含め、世界最先端の知見・頭脳を本県に招致し、事故後の原子力発電所の安全の確保とその監視に取り組んでいく。

原子力災害の賠償・補償については、原子力発電を国策として推進してきた国及び原子力発電事業者の責任の下に、被災した県民、事業者が全損害の賠償・補償を受けられるよう、県として支援する。また、被災自治体として、県や市町村の損害についても賠償されるよう国へ要求する。

① 全県におけるモニタリングの充実・強化

○大気、土壌、森林、河川・湖沼、海、地下水などにおける放射性物質による汚染の状況を詳細に把握するなど、環境放射線等のモニタリング体制を強化する。

○特に放射線量の高い地点については、きめ細かなモニタリングにより迅速な状況把握に努める。

○各種の環境放射線のモニタリング結果を一元的に解析、評価し、県民にわかりやすく迅速に情報発信するほか、放射線に関する知識の普及を進める。

具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
		H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア) モニタリング体制の強化	国 県 市町村							○放射能対策事業 ○モニタリングポスト緊急整備事業 ○応急的モニタリングポスト整備事業 ○モニタリング事業（児童館・放課後児童クラブ等への放射線量計の配布） ○食品衛生検査施設整備等事業 ○水道水の放射性物質モニタリング体制の整備 ○農林水産物等緊急時モニタリング事業 ○放射性物質簡易測定機器整備事業
(イ) 特に放射線量が高い地域等のきめ細かなモニタリング	国 県							○放射能対策事業
(ウ) 各種の環境放射線のモニタリング結果の一元的に解析、評価と県民へのわかりやすい情報発信	国 県							○放射能対策事業 ○モニタリングポスト緊急整備事業 ○応急的モニタリングポスト整備事業

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
放射能対策事業	県民に正確な情報を提供するため、モニタリングを継続実施するとともに、福島県環境放射能測定マップの公開、充実等を図る。また、環境放射線、放射性物質が高く検出された地域等において、詳細調査を行い、その範囲、原因等を把握することにより、各種対策に活用する。
モニタリングポスト緊急整備事業	発電所周辺及び県内全域に可搬型モニタリングポストを、学校等に小型のオンライン線量計を設置し、空間線量をインターネット上にわかりやすく公開する。(ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト事業)
応急的モニタリングポスト整備事業	長期化する事故の状況に対応し、恒常的にモニタリングができるよう県内各地方の主要都市や発電所周辺に可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量をインターネット上にわかりやすく公開する。
モニタリング事業	児童館や放課後児童クラブ等に放射線量測定器を配付する。
食品衛生検査施設整備事業	県内の農産物を原料とする加工食品等の安全を確保するため、食品衛生検査施設に放射性物質測定機器を整備し、長期的に食品中の放射性物質の検査を実施する。
水道水の放射性物質モニタリング体制の整備	県内の複数の水道事業体に放射能検査機器を配備し、水道水における放射性物質の迅速かつ効果的な検査を実施する。
農林水産物等緊急時モニタリング事業	県産農林水産物の放射能濃度のモニタリングを実施し、安全性の確認を行うとともに、その結果について迅速に公表する。
放射性物質簡易測定機器整備事業	食品の安全・安心を確保するため、自家栽培作物や山菜・キノコ類など食品の放射能物質簡易測定機器を整備する。

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

② 身近な生活空間における放射線量の徹底した除染の実施

○学校、通学路など身近な生活空間における県、市町村、住民参加による放射線量低減対策を早急に進める。
 ○放射性物質に汚染された災害廃棄物等の処理を市町村、廃棄物処理業者と連携しながら早急に進める。
 ○国の責任において、放射性物質に汚染された災害廃棄物、下水汚泥などの処分方法を明示することや最終処分先を確保すること、さらにはこれらの処理に要する費用を全額負担することを求めていく。

具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
		H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア) 学校、通学路などの身近な放射線量低減対策の推進	国 県 市町村							○表土緊急改善事業・表土改善事業 ○環境緊急改善事業 ○線量低減化機器等整備事業 ○社会教育施設線量低減事業 ○線量低減化活動支援事業 ○緊急的生活空間除染事業 ○都市公園環境緊急改良事業 ●通学路や市街地等道路の除染をおこなう事業
災害廃棄物・下水汚泥の適切な処理	国 県							○下水汚泥放射能対策事業 ○大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定 ○放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する支援

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
表土緊急改善事業・表土改善事業	学校の安全安心を守るため、校庭・園庭等の表土改善を行う。
環境緊急改善事業	学校の安全安心を守るため、校舎や保育施設等の空調設備等を導入する。
線量低減化機器等整備事業	公立学校等において、校舎等を洗浄するための機器等を整備する。
社会教育施設線量低減事業	利用者の安全安心を守るため、県立美術館・図書館及び郡山自然の家の敷地の表土改善を行う。また、市町村の行う公民館等の社会教育施設の表土改善工事に対して補助を行う。
線量低減化活動支援事業	放射線の影響を受けやすい子どもたちの安全安心を守るため、通学路や公園等の除染を行う町内会などの地域団体を支援する。
緊急的生活空間除染事業	放射線量が比較的高い地域において面的除染のモデル事業を行うとともに市町村が実施する除染対策（仮置き場設置補助含む）を支援する。
都市公園環境緊急改良事業	学校周辺を始め身近な暮らしの安全安心を守るため、都市公園等の芝生や表土の改善等を行う。
下水汚泥放射能対策事業	原子力災害により、汚水処理施設の流入水や下水汚泥から放射性物質が検出されていることから、スラグ（融解処理後の汚泥）封入施設・保管施設の設置・管理などを行う。
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	福島県と社団法人福島県産業廃棄物協会との間で、大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、協定を結び、市町村および一部事務組合が行う災害廃棄物の撤去等の支援を行う。
放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する支援	放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理方法について、市町村、一部事務組合に周知を行う等をして支援する。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
通学路や市街地等道路の除染をおこなう事業	学校周辺を始め身近な暮らしの安全安心を守るため、通学路等の除染を行う。また、市街地の道路を始め自動車や自転車等利用時における安全安心を守るため、道路の除染を行う。

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

③ 全県における環境の回復

○放射性物質に汚染された大気・水・土壌・農地・森林などの環境を浄化するため、国内外の英知を結集して調査研究や技術開発、実証実験を実施するとともに、より高度な研究や教育研修などを行う国際的な研究拠点を整備する。
 ○研究成果などを踏まえて開発した除染技術により、放射性物質に汚染された大気・水・土壌・農地・森林などの全県全土の環境を浄化し、早期の環境回復を図る。
 ○研究成果や実証事例などで得られた情報を、福島県から国内外に広く発信する。
 ○特に高いレベルの放射性物質に汚染された地域については、国の責任において、徹底した除染を行い、住民帰還に向けた環境回復を図ることを求めていく。

具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
		H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア) 環境浄化のための、世界の英知を結集した調査研究、国際的な研究拠点の整備による技術開発や実証試験の実施	国県							●環境創造戦略拠点の整備及び研究を推進するための事業
(イ) 研究成果を踏まえた除染技術により、早期の環境回復を進める。	国県							○緊急的生活空間除染事業(面的除染モデル事業) ●農地・森林等の除染をおこなうための事業
(ウ) 大気・水・土壌・農地・森林などの浄化に係る研究成果や実証事例などの情報の国内外への発信	国県							●環境創造戦略拠点の整備及び研究を推進するための事業 ●森林環境放射線の測定結果の情報を発信するための事業

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
緊急的生活空間除染事業	放射線量が比較的高い地域において面的除染のモデル事業を行うとともに市町村が実施する除染対策（仮置き場設置補助含む）を支援する。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
環境創造戦略拠点の整備及び研究を推進するための事業	放射性物質に汚染された大気・水・土壌・農地・森林などの環境を浄化するため、国内外の英知を結集した高度な研究や教育研修などを行う国際的な研究拠点を整備し、調査研究や技術開発、実証実験を実施する。
農地・森林等の除染をおこなうための事業	農地・森林環境からの放射性物質の除染を行う。
森林環境放射線の測定結果の情報を発信するための事業	森林環境放射線の測定結果や除染実証実験結果等について、県民にわかりやすい形で情報発信する。

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

④ 全ての県民の健康の保持・増進								
<p>○県民の健康を守り、放射線に対する不安を解消するために、県民のプライバシーなどに十分配慮した長期の健康管理調査をとおして健康の保持・増進を一体的に実施するプログラムなどを構築する。さらに、国に対し放射線に関する各種安全基準の早急な設定や、健康に関する情報の迅速な開示を求める。</p> <p>○県立医科大学での放射線医学に関する研究や診療機能を強化し、放射線健康障害の早期診断・最先端治療拠点を創設する。また、国際的な保健医療機関の誘致を進める。</p> <p>○これまで以上に充実した保健・医療サービスの提供を実現し、疾病予防・早期発見・早期治療により県民の健康寿命を延ばし、保健医療先進県を創造する。</p>								
具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
		H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア) 長期の健康影響調査をとおした健康の保持・増進プログラムの構築	国県							○県民健康管理事業
食品の安全確保を行う	県							○食品衛生検査施設整備等事業
県立医科大学での放射線医学に関する研究や診療機能の強化	国県 医科大学							●放射線医学・最先端診断治療センターの整備 ●最先端医療提供のための人材確保
(イ) 放射線健康障害の早期診断・最先端治療拠点を創設	国県							●放射線医学・最先端診断治療センターの整備 ●最先端医療提供のための人材確保
国際的な保健医療機関の誘致	国県							●国内外への情報発信
(ウ) 疾病予防・早期発見・早期治療による保健医療先進県の創造	国県							●がん検診を促進するための事業 ●生活習慣病を予防するための事業

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
県民健康管理事業	長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなげていくため、震災当日からの放射線による被ばく線量の推計評価等を行う基本調査と、甲状腺検査や健康診査等からなる詳細調査を実施する。
食品衛生検査施設整備等事業	県内の農産物を原料とする加工食品等の安全を確保するため、食品衛生検査施設に放射性物質測定機器を整備し、長期的に食品中の放射性物質の検査を実施する。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
放射線医学・最先端診断治療センターの整備	原子力災害に伴い、放射能汚染から県民の健康を守るため、福島県立医科大学に放射線医学に関する調査研究と最先端医療提供の拠点を創設する。
最先端医療提供のための人材確保	県民に最先端の被ばく医療を提供できる高度な知見を有する人材を確保し、体制整備を図る。
国内外への情報発信	長期間にわたり放射線の影響下での生活を強いられる県民の健康と医療を世界の英知を結集して支えるとともに、原子力災害に立ち向かう本県の姿を世界に発信するために、国際的な保健医療機関の誘致を進める。
がん検診を促進するための事業 生活習慣病を予防するための事業	がんに関する情報の発信及びがん検診の受診啓発等を行い、がん検診の受診率向上を図るとともに、生活習慣病の改善に資する事業（食生活・運動等）を展開し、生活習慣病の予防を図る。

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

⑤ 原子力災害を克服する産業づくり

○世界に信頼される「メイドインふくしま」を築くため、農林水産物及びその加工品、工業製品の放射能・放射線量測定をきめ細かく実施するとともに、その情報を迅速かつ的確に公表するなど、各産業の放射線による環境への影響を監視するためのシステムを確立する。
 ○放射性物質の農作物などへの吸収を抑制する研究開発やよりきめ細かな農地、森林、海洋汚染状況の把握により、安全・安心で消費者に信頼される農林水産物の生産技術の開発普及を行う。
 ○放射性物質の除去や処理技術については、研究機関や民間企業などと幅広く連携した技術開発を進めるとともに、新たな産業として成長・発展させる。
 ○放射線医学推進と関連させた医療機器の開発などを新たな産業につなげる。
 ○福島県内のあらゆる産業の生産物の需要回復のために、地域ごと分野ごとに、徹底したモニタリング調査を実施し、その結果に基づいて、迅速かつ正確に公表することにより安全性をPRする。

具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
		H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア) 農林水産物及びその加工品、工業製品の放射能・放射線量測定のきめ細やかな実施と、その情報の迅速かつ確かな公表 各産業の放射線による環境への影響を監視するためのシステムの確立	国県							○加工食品製造施設の放射能検査等助成事業 ○残留放射線測定器導入整備事業 ○残留放射線に関する相談窓口の設置事業 ○加工食品奥書対応事業 ○加工食品に関する放射能検査 ○食の安全・安心推進事業 ○水産物安全流通対策事業 ○農林水産物等緊急時モニタリング事業 ●加工食品製造施設の放射能検査等助成事業を支援する事業
(イ) 安全・安心で消費者に信頼される農林水産物の生産技術の開発普及	国県							○放射性物質除去・低減技術開発事業
(ウ) 放射性物質の除去や処理技術の、研究機関や民間企業などと幅広く連携した技術開発の促進	国県							○放射性物質除去・低減技術開発事業
(エ) 新たな産業としての放射線医学推進と関連させた医療機器の開発	国県							●医療・介護ロボット開発実証基金の創設 ●国際的先端医療機器の開発・実証
(オ) 地域ごと分野ごとの徹底したモニタリング調査による安全性のPR	国県							○食の安全・安心推進事業 ○水産物安全流通対策事業
(カ) 食の安全・安心アカデミーの開催による放射能や食の安全に関する知識の普及	県							○食の安全・安心アカデミー

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
加工食品・製造施設の放射能検査等助成事業	食品加工事業者が製造施設の放射能検査や加工食品の放射能検査を受ける際に検査費用の一部を助成する。
残留放射線測定器導入整備事業	放射線汚染の恐れや風評被害のある工業製品等の残留放射線測定を行うため、放射線測定器を整備する。併せて各地方振興局にも測定器を配置し、県内企業等への貸し出しを行う。
残留放射線に関する相談窓口の設置事業	工業製品の残留放射線に関する相談に応じるための相談窓口をハイテクプラザに設置
加工食品奥書対応事業	外部（民間）検査機関が発行した放射線検査成績書に対し、ハイテクプラザ所長名での奥書を行う。
加工食品に関する放射能検査	風評被害の早急な低減に資するため、ハイテクプラザに測定装置を整備し、加工食品の放射能検査を実施するもの。
食の安全・安心推進事業	農林水産物等のモニタリング結果等の成果を情報として活用した新たなトレーサビリティシステムの仕組みづくり、事業者等による導入支援を行う。さらに、放射性物質測定機器導入を支援する。
水産物安全流通対策事業	水揚げされた水産物の安全・安心を確保するため、水産試験場本場及び相馬支場にゲルマニウム半導体検出器を設置し、迅速な検査体制を整備する。
農林水産物等緊急時モニタリング事業	県産農林水産物の放射能濃度のモニタリングを実施し、安全性の確認を行うとともに、その結果について迅速に公表する。
放射性物質除去・低減技術開発事業	安全安心な農林水産物を生産するため、農業総合センター、林業研究センター、水産試験場等を中心に国や大学等との連携を図りながら、放射性物質除去・低減等の技術開発を進める。
食の安全・安心アカデミー	食の安全・安心アカデミーを開催し、放射能や食の安全に関する知識の普及を進める。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
加工食品製造施設の放射能検査等助成事業を支援する事業	食品加工事業者が製造施設の放射能検査、または加工食品の放射能検査を受ける際に検査費用の一部を助成する。
医療・介護ロボット開発実証基金の創設	医療・介護業界から強い要請のある医療・生活支援ロボット等の普及を図るため実証試験を行う医療機関等に必要経費を補助する。
国際的先端医療機器の開発・実証	不治の病と言われる転移がんの治療を実現するため、世界初のBNCTの開発実証や、がんや生活習慣病など重要疾病に対する高度医療を実現するため、手術支援ロボットの開発・実証を行うとともに、国際的な臨床研究拠点とする。

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

⑥ 原子力に係る機関の誘致及び整備

○原子力に関する国及び国際的研究機関や監視機関を誘致し、廃炉基準などの安全管理や放射線に関する高度技術の開発を進め、その成果を世界に向けて発信する。

	具体的取り組み	事業主体	年次計画					主要事業	
			H23	H24	H25	H26	H27		H28~H32
(ア)	原子力に関する国及び国際的研究機関や監視機関の誘致 廃炉基準などの安全管理や放射線に関する高度技術の開発の促進	国 県							●IAEA等の国際的研究機関等の誘致活動

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
IAEA等の国際的研究機関等の誘致活動	政府要望を既に実施しており、今後もさらに強力な誘致活動を推進する。

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

⑦ 原子力発電所事故に関連する情報開示

○今後、事故などが発生した場合において、国及び原子力発電事業者に対し、原子力発電所事故に関連する即時的で透明性の高い情報開示を求めていくとともに、市町村と県においても、災害時の迅速な情報伝達と的確な行動がとれるよう十分な対策を講じる。
 ○避難住民、役場機能を移転した町村が一刻も早く安心してふるさとに戻るための工程表の提示と十分な説明を国に強く求めるとともに、国及び原子力発電事業者が自ら示した当面の工程を厳しく監視する。

具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
		H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア) 災害時の迅速な情報伝達と的確な行動がとれる対策の実施	国 県							●地域防災計画や安全協定の見直し ●通信連絡網の整備や訓練実施のための事業
(イ) 国及び原子力発電事業者が自ら示した当面の工程の厳しい監視	国 県							○発電所への立ち入り調査等の実施

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
発電所への立ち入り調査等の実施	国及び原子力発電事業者が自ら示した工程表の進捗状況について、定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて現地調査を行い確認する。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
地域防災計画や安全協定の見直し	東日本大震災や原子力災害への対応を検証し、地域防災計画や安全協定の見直しを行う。
通信連絡網の整備や訓練実施のための事業	地域防災計画や安全協定の見直しと合わせて必要な機器の整備や訓練を実施する。

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

⑧原子力発電事業者及び国の責任による、原子力災害の全損害に対する賠償・補償に向けた取組み

○本県の被災状況を踏まえ、全損害の迅速な賠償・補償がなされるよう、原子力発電事業者及び国に求めるとともに、被災者である県民、事業者の原子力損害賠償の確保が円滑に進められるよう関係団体、市町村と連携し支援する。

○被災自治体として、県や市町村の損害についても賠償されるよう国へ要求する。

	具体的取組み	事業主体	年次計画						主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア)	被害者である県民、事業者に対し、原子力損害賠償が円滑に進められるための支援	県	→						<ul style="list-style-type: none"> ●原子力損害対策協議会の運営に関する事業 ●国等関係機関との協議調整に関する事業
(イ)	県や市町村の損害についても賠償されるよう国へ要求	県	→						<ul style="list-style-type: none"> ●原子力損害対策協議会の運営に関する事業 ●国等関係機関との協議調整に関する事業

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
原子力損害対策協議会の運営に関する事業	東北地方太平洋沖地震による原子力発電所事故に伴い損害を受けた関係団体及び地方自治団体相互の連絡調整を図り、損害の賠償等が迅速かつ十分に行われるようするため対策協議会を設置し、情報提供、意見集約、要望活動等を行う。
国等関係機関との協議調整に関する事業	東北地方太平洋沖地震による原子力発電所事故に伴う損害の賠償が迅速かつ十分に行われるようするため、国等の関係機関と協議調整を行う。